

◆第2部 分野別施策の実施状況

3 海岸漂着物の円滑な回収・処理や発生抑制の推進

(1) 海岸漂着物の回収・処理

本県では、冬季の季節風や海流の影響による海外からのごみの漂着や、河川を通じて生活ごみが流れ着くといった要因により、毎年多くのごみが海岸に漂着し、景観、観光、漁業等に大きな影響を及ぼしています。

県では、海岸漂着ごみの円滑な回収・処分や発生抑制を推進するため、令和4年3月に「福井県海岸漂着物対策推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、県、市町、地域住民、民間団体など、様々な主体が連携・協力し、地域の回収スケジュールを把握することなどにより、国の補助金を活用しながら計画的かつ効率的に海岸漂着物などの回収・処理を進めています。

(2) 海岸漂着物の発生抑制

令和3年度から、海ごみの発生防止をテーマに、県内の河川上流域から下流域ならびに海岸において、住民・企業・団体などが清掃を行う「ふくい海

ごみゼロチャレンジ」を実施しています。

また、福井県の海岸漂着ごみの実態周知・啓発を目的として、令和2年度から「福井県海岸漂着物等実態調査」を実施しています。

これらの県調査結果や啓発動画等は、環境学習等に自由に活用できるよう、県のホームページ上で公開しています。また、イベント等でパネル展示を行い、一人ひとりができる対策について普及啓発を行っています。

4 災害廃棄物の処理体制の整備

近年は地球温暖化の影響もあり、全国で災害が頻発化・激甚化していますが、ひとたび大規模災害が起ると、大量かつ多種類の廃棄物が混在して発生します。これらの災害廃棄物の処理は、生活環境の保全および公衆衛生の悪化の防止、被災地域の早期の復旧・復興への第一歩となることから、迅速な処理を行うため、平時から市町の対応力の向上を図るなど事前の備えが重要となります。

本県では17市町全てが、災害廃棄物処理計画を策定しており、その実効性を高めるため、訓練等を実施しています。また、国、地方公共団体、関係団体と協力・連携しながら、大規模災害にそなえ、広域処理も含めた適正かつ円滑・迅速な処理体制の整備を進めています。

令和4、5年度は、7月から8月にかけて嶺北を中心に広く浸水被害をもたらす大雨が発生し、水に浸かった畳や家具といった災害廃棄物が発生しました。県では、大雨発生時から各市町と連絡を密にし、

災害廃棄物の発生状況や廃棄物処理施設の被災状況等の確認を行うとともに、必要に応じて市町とともに現場確認を行うなど、市町が円滑に災害廃棄物を処理できるよう協力しました。

令和6年能登半島地震においては、推計330万t以上の大量の災害廃棄物が発生しており、石川県と環境省は令和8年3月末の処理完了を目標に進めています。本県においても、関係機関や関係団体等と連携を密にしながら災害廃棄物の受入れを行うなど、石川県や被災市町の支援を行いました。